

あいちトリエンナーレ 2019 芸術監督の業務内容等について

1 業務内容

芸術監督は、トリエンナーレの学芸業務の最高責任者として、以下の業務を行う。

また、あいちトリエンナーレが複数分野（現代美術、舞台芸術、普及・教育）の芸術祭であることから、各分野を包含して普遍的な意義や理念をメッセージとして分かり易く国内外へ発信する。

- (1) テーマ・コンセプトの決定
- (2) 企画推進体制の決定
- (3) 現代美術展に関する作家の選定等、企画内容の決定
- (4) 舞台芸術等の企画及び公演内容の決定
- (5) 普及・教育事業の企画に対する決定
- (6) 広報 PR など、トリエンナーレの企画を外部に伝える仕組みに対する助言
- (7) 会場管理、ボランティア、ショップ運営など、トリエンナーレの会場運営の仕組みに対する助言
- (8) その他、トリエンナーレ全体の方向性や展開イメージに関する助言等

2 任期

平成29年8月1日から平成32年3月31日まで

3 報酬及び活動費

月額 185,000円（源泉徴収税込）（平成29年度）

※活動地域は、関東地域（東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県）とする。

※月額報酬には、活動費として以下の費用を含むものとする。

- ・通信費
- ・関東地域のみ移動にかかる交通費
- ・関東地域における宿泊費

4 活動地域外の活動費

- (1) 実行委員会の依頼により、活動地域外へ出張する場合には、その経費は、実行委員会の定める旅費規定に基づき、実行委員会が負担するものとする。ただし、芸術監督に旅費の負担が生じない場合は支給しないものとする。
- (2) 出張に際し、飛行機を利用する場合の飛行機のクラスは最下級の運賃（ディスカウントエコノミー）とする。
- (3) 芸術監督は、前項に規定する出張を行う場合には、事前に実行委員会に対し申し出ることとする。

「あいちトリエンナーレ 2019」芸術監督の業務内容等について

1 業務内容

芸術監督は、トリエンナーレの学芸業務の最高責任者として、以下の業務を行う。

また、あいちトリエンナーレが複数分野（現代美術、舞台芸術、ラーニング）の芸術祭であることから、各分野を包含して普遍的な意義や理念をメッセージとして分かり易く国内外へ発信する。

- (1) テーマ・コンセプトの決定
- (2) 企画推進体制の決定
- (3) 現代美術展に関する作家の選定等、企画内容の決定
- (4) 舞台芸術等の企画及び公演内容の決定
- (5) 普及・教育事業の企画に対する決定
- (6) 広報PRなど、トリエンナーレの企画を外部に伝える仕組みに対する助言
- (7) 会場管理、ボランティア、ショップ運営など、トリエンナーレの会場運営の仕組みに対する助言
- (8) その他、トリエンナーレ全体の方向性や展開イメージに関する助言等

2 任期

平成29年8月1日から平成32年3月31日まで

3 報酬及び活動費

月額 296,000円（源泉徴収税込）（平成30年度）

※活動地域は、関東地域（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県）とする。

※月額報酬には、活動費として以下の費用を含むものとする。

- ・通信費
- ・活動地域内のみ移動にかかる交通費及び活動地域内の宿泊費

4 活動地域外の活動費

- (1) 実行委員会の依頼により、活動地域外へ出張する場合には、その経費は、実行委員会の定める旅費規定に基づき、実行委員会が負担するものとする。ただし、芸術監督に旅費の負担が生じない場合は支給しないものとする。
- (2) 出張に際し、飛行機を利用する場合の飛行機のクラスは最下級の運賃（ディスカウントエコノミー）とする。
- (3) 芸術監督は、前項に規定する出張を行う場合には、事前に実行委員会に対し申し出ることとする。

「あいちトリエンナーレ 2019」芸術監督の業務内容等について

1 業務内容

芸術監督は、トリエンナーレの学芸業務の最高責任者として、以下の業務を行う。

また、あいちトリエンナーレが複数分野（現代美術、舞台芸術、ラーニング）の芸術祭であることから、各分野を包含して普遍的な意義や理念をメッセージとして分かり易く国内外へ発信する。

- (1) テーマ・コンセプトの決定
- (2) 企画推進体制の決定
- (3) 現代美術展に関する作家の選定等、企画内容の決定
- (4) 舞台芸術等の企画及び公演内容の決定
- (5) 普及・教育事業の企画に対する決定
- (6) 広報 PR など、トリエンナーレの企画を外部に伝える仕組みに対する助言
- (7) 会場管理、ボランティア、ショップ運営など、トリエンナーレの会場運営の仕組みに対する助言
- (8) その他、トリエンナーレ全体の方向性や展開イメージに関する助言等

2 任期

平成29年8月1日から平成32年3月31日まで

3 報酬及び活動費

月額 296,000円（源泉徴収税込）（平成31年度）

※活動地域は、関東地域（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県）とする。

※月額報酬には、活動費として以下の費用を含むものとする。

- ・通信費
- ・活動地域内のみ移動にかかる交通費及び活動地域内の宿泊費

4 活動地域外の活動費

- (1) 実行委員会の依頼により、活動地域外へ出張する場合には、その経費は、実行委員会の定める旅費規定に基づき、実行委員会が負担するものとする。ただし、芸術監督に旅費の負担が生じない場合は支給しないものとする。
- (2) 出張に際し、飛行機を利用する場合の飛行機のクラスは最下級の運賃（ディスカウントエコノミー）とする。
- (3) 芸術監督は、前項に規定する出張を行う場合には、事前に実行委員会に対し申し出ることとする。